

バリアフリー化事業計画(素案)について

1. 伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化の基本理念と基本方針

本市では、宇治市交通バリアフリー全体構想において市全体のバリアフリー化の基本理念を『すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治』と掲げており、これを踏まえて、伊勢田駅周辺地区の基本理念を次のように定めます。

また、この基本理念の実現のため、3つの構成からなる基本方針を定めます。

伊勢田駅周辺地区の基本理念と基本方針

< 基本理念 >

『既存の住環境を大切にしながら すべての人が
安全で快適に活動できるまち 伊勢田』

(目標) 伊勢田駅周辺地区で暮らす人が、安心してまちを移動したり、施設を利用したりできるまちをめざします。

< 基本方針 >

1. 近鉄伊勢田駅を、誰もが安全かつ快適に利用できるようにするためのバリアフリー化を推進します。
2. 鉄道駅と学校、集会所など周辺施設を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。
3. 移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う“心のバリアフリー”を推進します。

1. 近鉄伊勢田駅を、誰もが安全かつ快適に利用できるようにするためのバリアフリー化を推進します。

通勤・通学、日常的な買い物・通院などで、多くの人が利用する近鉄伊勢田駅において、高齢者や障がい者の方も安心して利用できるよう、バリアの解消を図るとともに、すべての人が利用しやすい駅をめざしたバリアフリー化を推進します。

2. 鉄道駅と学校、集会所など周辺施設を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。

近鉄伊勢田駅と中学校、医療機関、集会所などへ円滑に移動できるよう、主要経路となる市道南山蔭田線、市道羽拍子宮北線での歩行者安全対策を推進します。

3. 移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う “心のバリアフリー” を推進します。

駅をはじめとする施設のバリアフリー化、主要経路のバリアフリーネットワークが形成されても、利用者のマナー不足があるとバリアは解消されません。一人ひとりがバリアフリー化について理解を深め、気持ちよく過ごせるよう “心のバリアフリー” を推進します。



重点整備地区の設定

1. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について

(1) 重点整備地区の要件

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域を、重点整備地区として定めます。重点整備地区の要件としては、バリアフリー新法第2条第21号に定められており、さらに国の定める基本方針においてその具体的な内容が示されています。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

配置

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- ・地区全体の面積がおおむね400ha（半径約1.1km円の圏域）未満
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること
- ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号イ)

事業の必要性

- ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
- ・想定される事業の実施範囲、実現可能性などの観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、事業の実施が特に必要な地区

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号ロ)

事業の実現性・相乗効果

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進
- ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号ハ)

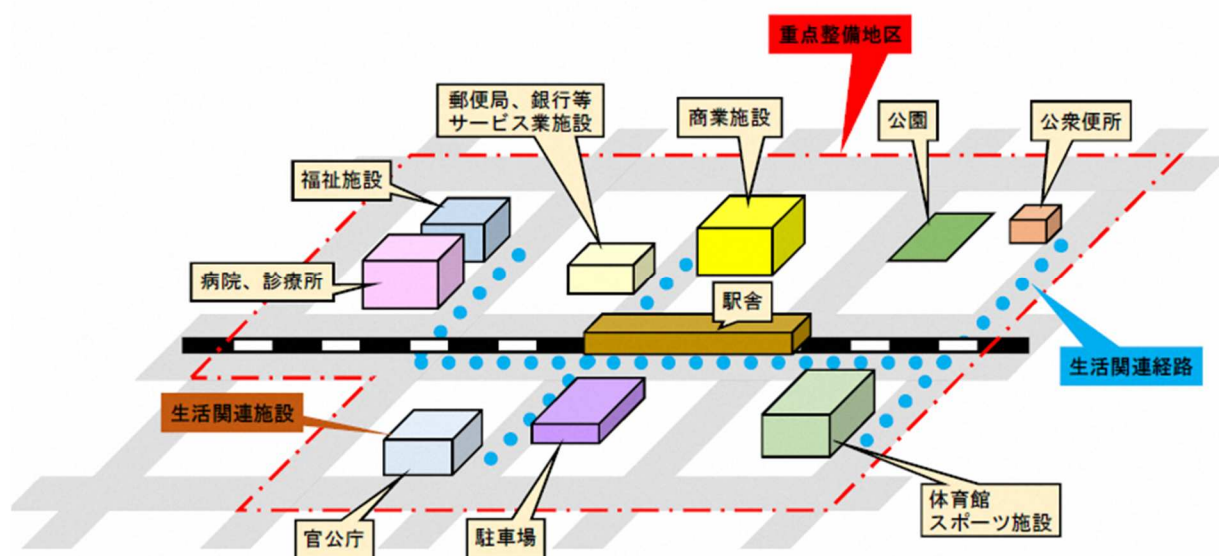
(2) 生活関連施設及び生活関連経路

生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において鉄道駅、市役所、特別支援学校、病院、商業施設など多数所在しています。基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化に努める必要があります。

生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化に努める必要があります。



【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

2.重点整備地区における要件整理

(1)重点整備地区の区域について

今回定める重点整備地区の区域は7ページのとおりとし、区域の境界はできる限り道路や河川等でわかりやすく表示して決めました。

また、3ページの重点整備地区の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、要件を満たしていることを確認しました。

要件	地区の状況
配 置	<p>駅周辺には、様々な生活関連施設があり、多くの人の徒歩による移動が見込まれます。</p> <p>重点整備地区の区域面積は、約38.9haです。</p> <p>特定旅客施設（近鉄伊勢田駅）や、特別特定建築物（城南勤労者福祉会館、開地域福祉センター等）といった生活関連施設となる施設が所在しています。</p>
事業の 必要性	<p>近鉄伊勢田駅においては、車いすでの移動、点字ブロックや内方線、ホームの幅などに課題が残っています。</p> <p>周辺道路については、駅から各施設までの経路について道路幅員が狭く、歩道が設置されていない区間も多く、安全な歩行経路の確保等も課題となっています。</p>
事業の 実現性や 相乗効果	<p>近鉄伊勢田駅において、バリアフリー化の事業予定があります。</p> <p>近鉄伊勢田駅のバリアフリー化事業とあわせて、市道南山蔭田線や市道羽拍子宮北線での歩行者の安全対策を行うことで、相乗効果が期待できます。</p>

(2) 生活関連施設及び生活関連経路の選定

伊勢田駅周辺地区においては、様々な施設が駅を中心に点在していますが、本基本構想では、下記の生活関連施設を選定し、これらと駅を結ぶ経路を生活関連経路として選定します。

- 生活関連施設

生活関連施設	施設名	選定の基本的な考え方
特定旅客施設	近鉄伊勢田駅	1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設であり、バリアフリー新法に規定する特定旅客施設でもある鉄道駅
特別特定建築物	千原眼科 ----- 田林耳鼻咽喉科医院	専門分野に特化した医療施設であり、高齢者や障害のある人の利用が見込まれる施設
	開地域福祉センター (開行政サービスコーナー)	行政サービス、集会コミュニティ場所として利用されている公共施設
	城南勤労者福祉会館	勤労者をはじめ、地域住民に研修、会議及び体力づくりの場を提供する施設
特定建築物	西宇治中学校	公立の教育施設で、災害の避難所としても指定されており、多くの人の利用が見込まれる施設
	伊勢田南集会所	各地区の集会コミュニティ場所として利用されている施設

生活関連経路

経路	施設間	路線名
a	近鉄伊勢田駅 ~ 伊勢田南集会所 ~ 城南勤労 福祉会館	市道南山蔭田線
b		市道新成田新中ノ荒線
c	近鉄伊勢田駅 ~ 西宇治中学校	市道伊勢田町142号線
d	近鉄伊勢田駅 ~ 開地域福祉センター	市道羽拍子宮北線
e	近鉄伊勢田駅 ~ 千原眼科	市道南山蔭田線
		府道城陽宇治線
f	近鉄伊勢田駅 ~ 田林耳鼻咽喉科医院	市道南山蔭田線
		府道城陽宇治線

．バリアフリー化事業計画

1. バリアフリー化事業計画について

伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化を推進するため、タウンウォッチング等から得られたバリアフリー上の問題点を踏まえ、各施設設置管理者が今後実施していくバリアフリー化事業計画の概要を定めます。

整備目標年度は、次のように分類し、関係機関等と連携しながら計画的にバリアフリー化に取り組めます。

< 目標年度の種別 >

短期：原則として、国が定める目標年度である平成 32 年度までに事業を完了させる事業。

中長期：平成 32 年度までの事業の完了は難しいものの、バリアフリー化に向けた実施可能な事業の検討など、取り組みを進める事業。

2. 公共交通機関のバリアフリー化事業計画

(1) 駅舎のバリアフリー化事業に係る考え方

近鉄伊勢田駅

駅入り口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置や内方線の整備、移動円滑化された経路でのエレベーターの設置、多機能トイレの移設などを目指します。さらに、将来的には蹴込みのある券売機への改修など、さらなるバリアフリー化の充実を目指します。

(2) 公共交通のバリアフリー化事業

駅名等	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
近鉄 伊勢田駅	駅入り口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	近畿 日本鉄道 株式会社		
	移動円滑化された経路の整備（エレベーターの設置等）			
	誘導チャイム・触知案内板・点字運賃表の整備			
	内方線の整備（平成 29 年度中に実施予定）			
	多機能トイレの移設			
	蹴込みつき券売機への改修			

3. 道路のバリアフリー化事業計画

(1) 道路のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連経路

生活関連経路として位置付けられた府道や市道のうち、歩道の設置されている路線については、段差の改善、路面の改良、横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。一方、歩道が未設置である路線については、側溝ふたの改修などによる歩行者の安全対策を検討し、少しでもできることから取り組みます。

その他の道路

重点整備地区内の生活関連経路以外の府道や市道についても、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努め、歩行者等の安全対策に取り組みます。

(2) 道路のバリアフリー化事業

路線名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
市道南山蔭田線 (近鉄伊勢田駅～城南勤労者福祉会館)	歩行者の安全対策の検討 (側溝ふたの改修等)	宇治市		
市道新成田新中ノ荒線 (近鉄伊勢田駅～城南勤労者福祉会館)	歩行者空間の確保の検討	宇治市		
市道伊勢田町142号線 (西宇治中学校前)	歩行者空間の確保 (路側帯の設置)	宇治市		
市道羽拍子宮北線 (近鉄伊勢田駅～開地域福祉センター)	歩行者の安全対策の検討 (側溝ふたの改修等)	宇治市		
市道南山蔭田線 (近鉄伊勢田駅～千原眼科)	歩道改良の検討、連続した視覚 障害者誘導用ブロックの設置	宇治市		
府道城陽宇治線 (近鉄伊勢田駅～千原眼科)	歩道改良の検討、連続した視覚 障害者誘導用ブロックの設置	京都府		
市道南山蔭田線 (次項の場所、約30m)	歩行者空間の確保の検討	宇治市		
伊勢田1号踏切 (歩行所空間の再表示)	歩行者空間の再表示 (路側帯の再表示)	宇治市		
伊勢田交番前 (次項の場所、約20m)	点字ブロックの改修 (誘導ブロックの再整備)	府警本部		

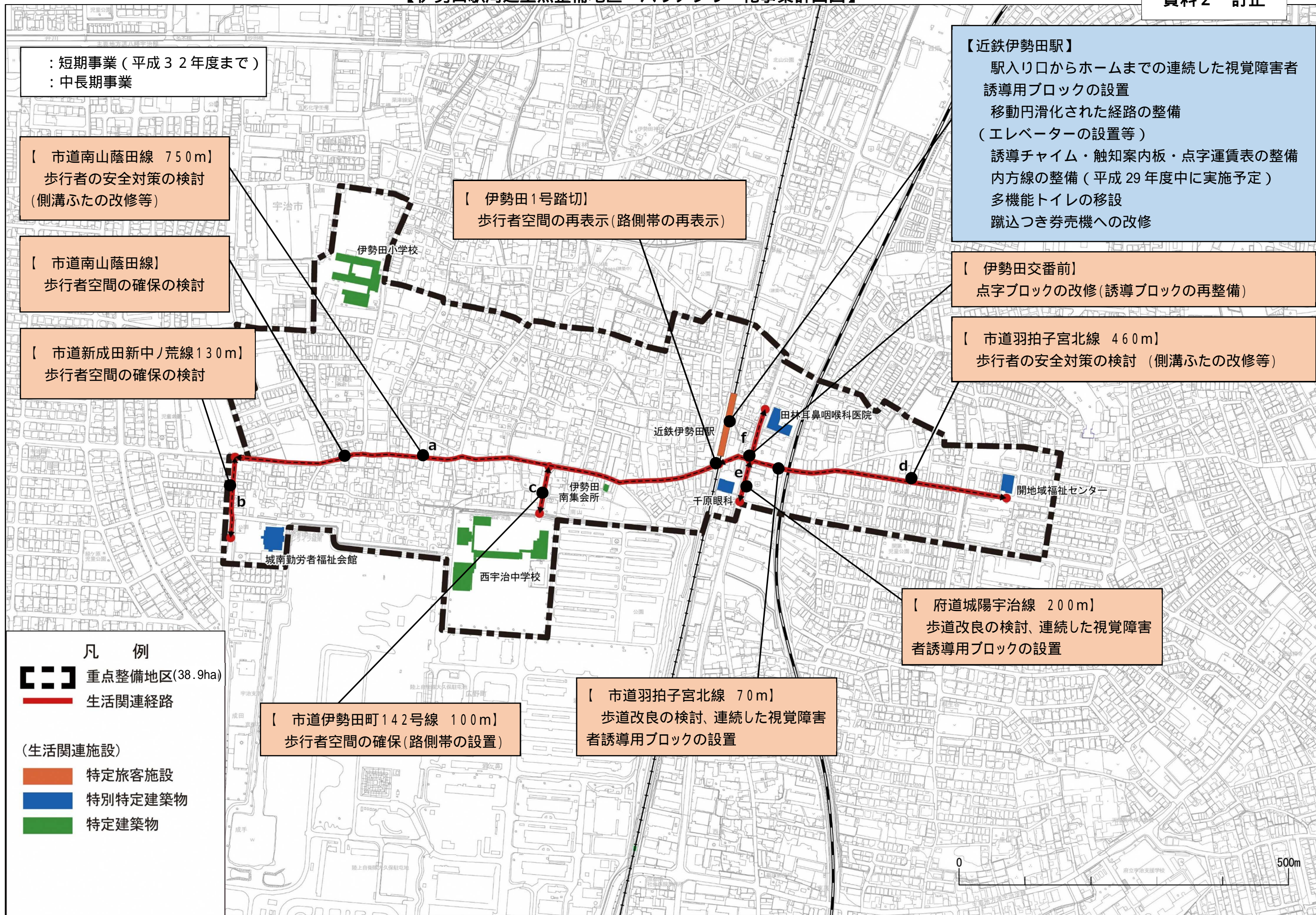
4. その他のバリアフリー化事業計画

(1) 建築物のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連施設に位置付けた市の公共施設については、施設の更新計画などにあわせ、高齢者や障害のある人が安心して利用できるよう、バリアフリー化に努めるとともに、重点整備地区内で建設される建築物については、バリアフリー新法や京都府福祉のまちづくり条例に基づき、助言や指導を行っていきます。

(2) 交通安全施設のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連経路上において、信号機を設置する場合は、周辺の状況等を考慮しながら、原則音響装置を設置するものとします。また重点整備地区内のその他の信号機についても、出来る限りの整備を検討します。



5. ソフト施策におけるバリアフリーの取り組み

『既存の住環境を大切にしながら、すべての人が安全で快適に活動できるまち 伊勢田』を基本理念とする伊勢田駅周辺地区において、基本方針として「3.移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う“心のバリアフリー”を推進します。」を掲げ、市民や来訪者がお互いに移動や利用に困難が生じる状況を理解し、助け合うことのできる心豊かなまちを目標としています。

この目標の実現をめざして、世代や障害の有無などによらず、一人ひとりがお互いを理解し、バリアの解消に対してそれぞれができることを考え、自然に行動に移すことができるよう、次のようなソフト施策を実施していきます。なお、これらのソフト施策は、物理的な整備が早急でできず、バリアフリー化が難しい場合でも、バリアフリーの実現に効果を発揮するものとなります。

さらに、これらのソフト施策について、今後とも検討を進め、伊勢田駅周辺地区だけでなく、全市的かつ継続的に展開するものとします。

ソフト施策（心のバリアフリーの推進）

交通ルールやマナーの遵守、違法駐輪等の歩道の占拠防止のための啓発活動の推進

高齢者や障害のある人などへのバリアフリー情報の積極的な提供

高齢者や障害のある人などへの積極的なサポート・声かけ活動の促進

市職員や交通事業者への交通バリアフリー体験研修の実施

高齢者や障害のある人などからのバリアに関する情報収集

6. バリアフリー基本構想の推進に向けて

バリアフリー基本構想を策定することで、各事業者が重点整備地区内のバリアフリー化事業を進めていきますが、事業の進捗状況や事業内容を関係者が把握し、実施した事業を適切に評価し、効率的に事業を継続しなければ、バリアフリー基本構想の実現はできません。

今後、バリアフリー基本構想に基づく事業を円滑に進めていくために、次のような推進策に取り組めます。

バリアフリー基本構想の推進施策

施設設置管理者・行政・市民の協働による施策の推進

バリアフリー基本構想の進捗状況について、検討委員会において報告、評価（事業実施後の点検評価など）を実施

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づく、段階的かつ継続的な改善